

2文科高第1340号  
医政発0331第73号  
令和3年3月31日

各国公私立大学長 殿  
各都道府県知事

文部科学省高等教育局長  
(公印省略)

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省・厚生労働省令第1号）については、別紙のとおり令和3年3月31日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 1、改正の趣旨

診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第4号。以下「指定規則」という。）第2条においては、文部科学大臣又は都道府県知事が指定を行う診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号に規定する学校又は診療放射線技師養成所（以下「養成施設」という。）の指定に係る基準について定めており、別表第1に掲げる教育内容を行うものであることや一定数以上の専任教員を有すること等を定めている。

今般、診療放射線技師を取り巻く環境の変化に対応するため、「診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、診療放射線技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和元年11月に報告書が取りまとめられた。

当該報告書においては、

- ・ 指定規則別表第1に掲げる教育内容の見直しを行うとともに、総単位数を現行の95単位から102単位に引き上げること
  - ・ 病院等において行う臨床実習の単位数を8単位以上から10単位以上に引き上げること
  - ・ 指定規則第2条第4号及び第5号に定める必要な専任教員の数について、総単位数の引き上げに伴ってそれぞれ1名ずつ追加すること
- 等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行った。

## 2、改正の概要

指定規則別表第1に掲げる教育内容及び単位数を以下のとおり改正した(※下線部分が変更点。)。



改正前			改正後		
	教育内容	単位数		教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	13	専門基礎分野	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	13
	保健医療福祉における理工学的基础 並びに放射線の科学及び技術	18		保健医療福祉における理工学的基础 並びに放射線の科学及び技術	18
専門分野	診療画像技術学	<u>17</u>	専門分野	診療画像技術学・ <u>臨床画像学</u>	<u>18</u>
	核医学検査技術学	6		核医学検査技術学	6
	放射線治療技術学	<u>6</u>		放射線治療技術学	<u>7</u>
	医用画像情報学	6		医用画像情報学	6
	放射線安全管理学	4		放射線安全管理学	4
	医療安全管理学	<u>1</u>		医療安全管理学	<u>2</u>
	(新設)			実践臨床画像学	<u>2</u>
	臨床実習	10		臨床実習	12
	合計	<u>95</u>		合計	<u>102</u>

別表第1の備考4を改正し、病院等において行う臨床実習の単位数を現行の「8単位以上」から「10単位以上」に引き上げた。

指定規則第2条第4号を改正し、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員の必要数を「6人以上（ただし、養成施設の設置年度は4人以上、その翌年度は5人以上）」から「7人以上（ただし、養成施設の設置年度は5人以上、その翌年度は6人以上）」に引き上げた。

指定規則第2条第5号を改正し、診療放射線技師等である専任教員のうち5年以上の業務経験を有する診療放射線技師である者の必要数を「3人以上（ただし、養成施設の設置年度は1人以上、その翌年度は2人以上）」から「4人以上（ただし、養成施設の設置年度は2人以上、その翌年度は3人以上）」に引き上げた。

その他所要の改正を行った。

### 3、施行期日

令和3年4月1日

以上

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 官報 目次

## 〔政令〕

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(七二)
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(七四)

## 〔府令〕

- 内閣府聴聞手続規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)
- 公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令(同一九)
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二〇)
- 個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二一)
- 特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(同二二)

## 〔府令・省令〕

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・経済産業三)

三 二 一 〇 九 八 七 五 四 四

三 二 一 〇 九 八 七 五 四 四

- 東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する令(復興庁一)

## 〔復興庁令・省令〕

- 国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令(復興庁・国土交通一)
- 郵便法施行規則の一部を改正する省令(総務二九)
- 地方公共団体金融機関の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三〇)

## 〔省令〕

- 内閣府聴聞手続規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)
- 公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令(同一九)
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二〇)
- 個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二一)
- 特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(同二二)

六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 五 四 四

六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 五 四 四

- 司法試験法施行規則の一部を改正する省令(同一九)
- 財務省聴聞手続規則の一部を改正する省令(財務一)
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(同二一)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二)
- 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学一四)
- 科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一五)
- 国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一六)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 五 四 四

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六四)
- 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六五)
- 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六六)
- 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(同六七)

六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 五 四 四

- 科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(同一八)
- 美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)
- 臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一九)
- 診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一九)
- 令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機関法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務一)
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)
- 法務省聴聞規則の一部を改正する省令(法務一八)
- 司法試験法施行規則の一部を改正する省令(法務二)
- 財務省聴聞規則の一部を改正する省令(法務二)
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(同二一)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二)
- 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学一四)
- 科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一五)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一六)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 五 四 四

- 科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(同一八)
- 美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)
- 臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一九)
- 診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一九)
- 令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機関法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務一)
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)
- 法務省聴聞規則の一部を改正する省令(法務一八)
- 司法試験法施行規則の一部を改正する省令(法務二)
- 財務省聴聞規則の一部を改正する省令(法務二)
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(同二一)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二)
- 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学一四)
- 科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一五)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一六)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 五 四 四

本日公布された法令の「あらまし」は、  
三ページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

(五)

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(同六七)

(五)

(四)

(三)

(二)

(一)

(一)

(一)

(一)

○文部科学省  
厚生労働省令第一号

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第二百八十五号）第七条第一項の規定に基づき、診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十日

文部科学大臣 萩生田光一  
厚生労働大臣 田村 恵久

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令  
診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(指定基準)

第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・三 (略)

四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに三を加えた数）以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに一を加えた数）、その翌年度にあつては六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに二を加えた数）とすることができる。

五 診療放射線技師等である専任教員のうち四人以上は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師（以下この号において「業務経験五年以上の診療放射線技師」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人、その翌年度にあつては三人とすることができる。

六・十三 (略)

改 正 後

改 正 前

(指定基準)

第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・三 (略)

四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに三を加えた数）以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに二を加えた数）とすることができる。

五 診療放射線技師等である専任教員のうち三人以上は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師（以下この号において「業務経験五年以上の診療放射線技師」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

六・十三 (略)

別表第一 (第二条関係)

(指定基準)

改 正 後

改 正 前

第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・三 (略)

専門分野	基礎分野	教 育 内 容		単位数
		(略)	(略)	
専門基礎分野	(略)			
専門分野	診療画像技術学・臨床画像学 核医学検査技術学 放射線治療技術学 医療画像情報学			

十八| 六七| 六

別表第一 (第二条関係)

(指定基準)

改 正 後

改 正 前

第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・三 (略)

専門分野	基礎分野	教 育 内 容		単位数
		科学的思考の基盤	人間と生活	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術			
専門分野	診療画像技術学 核医学検査技術学 放射線治療技術学 医用画像情報学	十三 十四	十八	

十七| 六六| 六

			備考		
			放射線安全管理学 実践臨床画像学		
			合	計	
			百二	四	
			十二	二	
(施行期日)			備考		
第一 条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。			一・二 (略)		
(経過措置)			三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習		
第二 条 この省令の施行の際現に診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百一十六号。以下「法」という。）第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下「令」という。）第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所がこの省令による改正後の診療放射線技師学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）第二条第四号の規定により有すべき診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員の数については、同号の規定により基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。			十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。		
第三 条 この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び令第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所が新規則第二条第五号の規定により有すべき免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
第四 条 この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所において診療放射線技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
第五 条 新規則別表第一に定める教育の内容について、令第七条第一項の指定又は令第九条第一項（令第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。			三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習		
第六 条 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この省令の施行の日前においても、令第七条第一項又は令第九条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。			十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。		
第七 条 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百一十六号）第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
令和三年三月三十一日			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省令第三号）の一部を次の表のように改正する。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
○ 文部科学省令第二号			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百一十六号）第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
令和三年三月三十一日			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
○ 厚生労働省令第二号			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百一十六号）第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
令和三年三月三十一日			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
○ 厚生労働省令第二号			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
(指定基準)			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
第二 条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
一・二 (略)			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
(指定基準)			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
第二 条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
一・二 (略)			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		
(傍線部分は改正部分)			四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。		